

## 会 則

- 第1条(定義) ・ 本会則によって定められる条項は『SQOL』(以下当施設と称します)に適用される。
- 第2条(運用・管理) ・ 当施設は一般社団法人スコール金沢が運営・管理を行います。
- 第3条(目的) ・ 会員が当施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともに、会員相互の健全で明朗な親睦を図ることを目的とします。
- 第4条(会員) ・ 当施設の主旨に賛同し、本会則及び当施設が定めた規則を遵守することに同意する方を当施設の会員とします。
- 第5条(会員資格) ・ 当施設の会員は次の各号に該当しない人とします。
  - イ) 肉体的、精神的に運動することが不相当と医師及び当施設が判断した方
  - ロ) 反社会的勢力の方(暴力団・暴力団関係者・総会屋・若しくはこれらに準ずる者またはその構成員)、違法薬物常用者
  - ハ) 当施設の会員としてふさわしくない品位と社会的信用のない方、また当施設がふさわしくないと認めた方ニ) 16歳未満の方
- 第6条(入会手続き) ・ 当施設に入会される方は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、定められた入会諸費用、所定の会費を納入していただきます。また、入会時及び入会後に納入された入会諸費用は返還しないものとします。未成年のご入会は、親権者のご署名、ご捺印が必要となります。
- 第7条(会費) ・ 会員はご利用の有無、利用回数に関係無く、会員種別ごとに規定の諸会費を別に定める納入期日までに、会員指定の口座より翌月分を毎月27日(引落日が土日・祝日の際は翌日)自動引落で支払いいただきます。なお、一旦納入された会費は返還しないものとします。
- 第8条(除名) ・ 会員が次の各号の一つに該当した場合は、当施設はその会員に対して会員資格の取り消しをすることができるものとします。
  - イ) 当施設の品位名誉を傷つけたとき、当施設の秩序を乱したとき。
  - ロ) 当施設の会則、諸規則に違反したとき。
  - ハ) 月会費等その他の支払いを3ヵ月以上滞納し、当施設からの請求にも応じない場合。ニ) 入会に際し虚偽の申告をしたもの、第5条(会員資格)のいずれかに抵触したものの。  
ホ) 会員証を第三者に使用させる等不正を行ったとき。
- 第9条(会員喪失) ・ 次の場合、会員はその資格を喪失するものとします。
  - イ) 死亡      ロ) 退会      ハ) 除名
- 第10条(退会) ・ 会員は、退会希望月の10日までにフロントに退会届を提出することでその月の月末で退会できるものとし、最終施設利用日には会員証もご提出していただきます。
  - ・ 電話での退会受付はできないものとします。退会届の提出がない限り、利用の有無にかかわらず会員としての籍が残りと、会費を支払っていただきます。
  - ・ 未払いの料金がある場合は完納しなければ退会できないものとします。
- 第11条(休会) ・ 会員は休会される前月の10日までに休会届け及び当施設が定める休会手数料をお支払い頂くことにより、翌月より1ヶ月以上7ヶ月未満の休会ができるものとします。
  - ・ 休会期間が満了した場合自動的に復会いたします。
  - ・ 休会延長される場合は休会届・休会手数料を再度提出していただきます。
- 第12条(変更) ・ 会員が会員種別の変更をする場合は変更希望月の前月10日までに会員種別の変更届を提出することにより変更となります。また、会員は氏名、連絡先、引落口座、支払方法の変更による記載の事項に変更があった場合はすみやかに当施設へ届けるものとします。
- 第13条(名義変更) ・ 会員が当施設を退会する際に、当施設が定める登録手数料を支払うことで他の方に名義を変更することができます。
- 第14条(ビジター) ・ 会員以外の方は当施設が定める施設利用料を支払うことで、ビジターとして当施設を利用することを認めます。ただし、当施設が承認した方(第5条に定める方)に限るものとします。
- 第15条(営業時間と休館日) ・ 当施設の営業時間及び休館日は別に定める通りとします。
- 第16条(事故の責任) ・ 会員またはビジターが当施設を利用する際、万一の事故や盗難が発生した場合は当施設に過失がある場合を除いて一切の責任を負わないものとします。
- 第17条(施設の廃止・利用制限) ・ 当施設は天災、地災、行政指導、その他施設にとってやむを得ない事由が発生した場合、施設の一部廃止・利用制限をすることができます。
  - ・ 当施設は各種大会、特別行事等を行う場合施設の一部の利用を制限することができます。
- 第18条(諸費用の改定) ・ 当施設は会員が負担すべき諸費用を会社情勢の変動等に応じて改定することができます。
- 第19条(改定) ・ 当施設は本規定の改定及び変更ができます。また、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとします。

令和元年4月1日改定